

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

去る二月の二十日に、沖縄県知事は、辺野古新基地建設に向けた環境影響評価書に対する意見書を沖縄防衛局に提出いたしました。意見書は、不適切な事項等ということで、二十五項目百七十五カ所を列挙して、国の辺野古移設案は環境の保全上重大な問題がある、生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能というふうに結論づけております。

この環境影響評価業務をめぐって、質問をいたします。

まず、防衛省に質問します。

沖縄防衛局が昨年末に沖縄県に提出した環境影響評価書を作成するに当たって、防衛局が発注した業務というのは、一体、いつから何件あるのか、その契約総額、当初金額で結構ですが、総額について教えてください。

○渡辺副大臣 事実関係でございますので、私の方から答弁させていただきます。

発注時期につきましては、平成十八年度以降、三十四件契約しております、その当初契約額の総額は八十六億一千四百九万五千円でございます。

○笠井委員 平成十八年、二〇〇六年十一月からことし一月までに計三十四件の業務が発注されて、その総額も八十六億円超に上るなど、これほどの巨額費用を費やしたアセスというのは異例だと指摘されております。

この三十四件の業務を請け負った企業というのは何社ありますか。請け負った企業の会社の数。そのうち、防衛省OBの再就職、いわゆる天下りを受け入れた企業は何社あるか。また、企業名ごとに防衛省OBの再就職の人数について教えてください。

○渡辺副大臣 これも事実関係でございますので、私の方から答弁させていただきます。

十八年度以降、環境調査や環境影響評価等の業務に関する契約を九社と締結いたしました。うち五社に、元防衛省の職員が七名再就職をしたことを把握しております。(笠井委員「会社ごとに何名と」と呼ぶ)

会社ごとにいいますと、五社のうち、一つは株式会社沖縄環境保全研究所、一名、そして、いであ株式会社に一名、株式会社パスコに一名、日本工営株式会社に二名、日本海洋コンサルタント株式会社に二名でございます。

○笠井委員 配付資料をごらんいただきたいと思います。これは、防衛省提出の入札契約状況の調書をまとめたものであります。

防衛省OBが天下った企業五社が請け負った業務は全体の九三・四%を占めて、総額も八十億四千四百五十万円に上ります。しかも、予定価格に対する契約金額の割合である落札率を見ても、九〇%を超えるものが、全体の七六・五%、二十六件もございます。

二ページ目、裏面の下から三段目の業務をごらんいただきたいんですが、これについては、落札率が九九・九七%ということで、予定価格との差額が一万二千五百八十九円、わずかこれしかないものもございます。

入札方式を見ても、一般競争入札は一件もなく、随意契約かプロポーザル形式によるものが多いです。とりわけ、二〇〇八年度以降はプロポーザル方式が大半を占めて、二〇一一年度の陸域生物等調査を除く十四件全てで一社だけということで、一社だけと見積もり合わせを行っております。

そこで、田中防衛大臣に伺いますが、第三者による客観性や信頼性が求められているはずのア

セスで、防衛省の天下り先企業が独占的に業務を請け負っている実態がこのようにございます。これでは、アセスの結論が最初から新基地建設ありきになるのは当然じゃないか、お手盛りアセスと言われても仕方がないんじゃないでしょうか。どうお考えになりますか。

○田中国務大臣 環境影響評価の客観性や信憑性についての御質問だと思います。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価については、技術指針等の関係法令に従い、調査及び予測、評価の手法等を適切に設定して実施しているところでございます。

また、当該業務においては、分野ごとに学識経験者からの助言を受けつつ成果が取りまとめられ、さらにその成果が公表されるなど、内容の客観性や信頼性については確保されるよう努力してきたところであり、御指摘は当たらないと考えております。

○笠井委員 今いろいろと言いわけをされましたが、要するに、伺いたいのは、防衛省としては、企業選定は中立かつ公正なやり方で行っていて、請け負う企業に防衛省のOBが天下っているからといってアセスの内容に防衛省側の意向が反映されることなどあり得ない、こういうお立場だということですね。

○田中国務大臣 普天間飛行場の代替施設建設事業に係る環境影響評価においては、航空機の騒音、潮流、ジュゴン等の多岐にわたる環境分野について詳細かつ専門的な検討を行っているところであり、これを行うにはそれぞれの環境分野に係る専門的な知識を必要とすることから、これら知識を有する専門のコンサルタント等に委託をしているところでありまして、御心配のような点はございません。

○笠井委員 果たしてそうか。

では、私、角度を変えて伺ってみたいと思うんですが、沖縄防衛局が今回の業務発注に当たって、その大半で行ったのがプロポーザル方式であることは、資料を見ても一目瞭然であります。

防衛省がこの方式の実施細則を定めた通知というのがございます。私、ここに持ってまいりましたが、これを見ますと、このように書いてあります。

発注業務への参加を表明した参加表明企業について、防衛局内に設置された競争参加資格・指名審査委員会が審査を行い、技術提案書の提出を要請する企業を選定するということになっております。その後、その中から最もすぐれた技術提案企業を審査委員会が特定して、その企業と随意契約を締結する、こういう手順になっているというふうにこの防衛省の定めた通知に書いてあるんですけども、それは間違いありませんか。

○田中国務大臣 プロポーザル方式は、入札参加者から提出された業務に係る技術提案書を審査し、技術的に最もすぐれたものを特定の上、その提出者と随意契約を締結するものでございます。

提案書の審査に当たり、その評価基準を契約に参加しようとしている業者にあらかじめ明示した上で適正に審査を行っているということでございますので、手順に従ってプロポーザル方式を採用しておるわけでありまして、確かに、先生がおっしゃるように、一社に絞って随意契約になるということでもあります。

したがいまして、その中で勘案して、一般的に、競争入札に比して契約価格が予定価格に近い傾向になるという形をとっておりまして、先ほど御指摘ありましたように、入札価格が非常に、九九・何%ということは、逆に予定価格をその技術に合わせて適正な価格にしておる、こういう状況でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○笠井委員 要するに、手順に従ってやっている、だから間違いはないんだという今の話ですが、

では、そうだとすれば、最大のポイントは、防衛局内に設置された競争参加資格・指名審査委員会というのがあるが、これが中立かつ公正な審査、評価を経て企業を選定しているかどうかということになってくると思うんですが、この審査委員会というのはい体どのようなメンバーなのか。発注者側の防衛省職員がそこに関与していることはあるのかないのか。どうですか。

○田中国務大臣 私が拝見しているところによりますと、関与しておらないということでございます。

プロポーザル方式の適正化の確保ということで手順がございしますが、第三者による監視ということで入札監視委員会が設置をされておりますが、学者の先生、銀行員、弁護士、そしてまた、公認会計士という方に加えまして環境の関係の委員もいらっしゃるんで、私は、適正に判断されておるといふふうに認識をいたしております。

○笠井委員 今、監視委員会のことを言われたんですが、これは、入札した結果について監視するところなんです。私が聞いたのは審査の方で、どれを選ぶかというときに、そこに入っていないのかと聞いたんですが、まあ、関与していないと言われたので、本当にそうかという問題です。

私、手元に、発注業務の入札結果について、今まさに言われた、審査した際の沖縄防衛局の平成二十二年度入札監視委員会議事概要というのがありますが、これを読みますと、二〇一〇年度の陸域生物等調査、これにおいて天下り先企業の沖縄環境保全研究所を選定した際に、防衛局側は、調達部次長以下五名で評価を行っている、職員で評価していると書いてあるんですけども、これは違うんですか。

○田中国務大臣 沖縄環境保全研究所が契約をいたしておる物件だと思っておりますが、事前調査につきましては把握をいたしておりますが、そのメンバーについては、私は、把握を今しておるところではございません。

○笠井委員 これは防衛省の文書に書いてあるんですよ。

もう一個あるんです。平成二十一年度の議事概要で見ますと、沖縄防衛局の審査委員会には、下部組織として技術部会が設置されています、最初に技術部会において競争参加資格の設定、競争参加者の選定等に関する審査を行った上で資格等審査委員会に諮り、同委員会で最終的に決定を行います、こう回答しております。

この技術部会のメンバーも防衛省職員じゃないんですか。

○田中国務大臣 御指摘の内容につきましては、技術提案書の審査は、地方防衛局の職員で構成される審査委員会で審査の上、特定されておるといことは御指摘のとおりでございますし、審査委員会の構成は、沖縄防衛局長初め、各委員、防衛局のメンバーでございます。

審査を行う職員には技術提案書の作成者を知らせず、かつ複数の職員により審査をいたしておりますが、プロポーザル方式に従っておるといことは間違いのないわけでありまして、御指摘のように、このメンバーで対応が不十分であるということであれば、これからは対応を考えなければいけないというふうに思うわけでございます。

○笠井委員 これは大変ですよ。不十分であれば対応を考えなきゃいけないと云って、アセスを出しちゃったわけでしょう。

今、私も驚きました。防衛省職員で審査しているというんですよ、これ。発注者である防衛省側の恣意性を排除して中立かつ公正な審査、評価を経て企業を選定すべき審査委員会のメンバーが、今大臣の答弁があったけれども、発注者側の防衛局の職員で構成されているという、これは

驚くべき話です。不十分であれば正したいと言うけれども、とんでもない話ですよ、これ。

大臣、これでは、防衛省OBの天下り先企業に業務を独占的に受注させることや、受注を条件に防衛省側の意向に即したアセスを作成させることも、これは思いのままになっちゃうんじゃないんですか。だって、全部防衛省の職員で審査して選定するんですから。公正中立と言われたって、そんなの、誰が担保があるのかとなるんじゃないですか。

○田中国務大臣 技術提案書は、地方防衛局の職員で構成される競争参加資格・指名審査委員会の審査を経た上で、最適なものと特定をしておるところであります。審査を行う職員には技術提案書の作成業者を知らせないようにして、かつ複数の職員がそれぞれ審査を行うなど、客観性を確保しているわけでありますので、技術的な判断に基づき行っておるということでございます。その内容で今回、適正に処理をしたという状況でございます。

○笠井委員 適正と言われたけれども、大臣も相当苦しい答弁だと思いますね。だって、審査するのに防衛省職員で審査しているんですから、外から見たら、中立公正性で教えていないとかと言われたって、これはなかなか大変な話になると思いますよ。

先ほど学識経験者の意見を聞いているという話もあって、だから大丈夫という話も言われましたが、それはあくまでも必要に応じてということであるわけですね、書いてあるのは。まさに基本は、全て発注者側の手によって企業選定が行われているということじゃないか。

天下りと業務発注の関係を否定されるけれども、防衛省職員の再就職を決めた離職者の議決書というのがここにあります。これを見ますと、請け負う企業のパスコや日本工営などに天下った人物は、現職時代にこれらの企業との調査、研究、広告等の受託に関する契約に携わったことがあると書いてあります。

天下った人は、現職のときに、天下り先の企業との関係で、調査、研究、広告等の受託に関する契約に携わったことがあると書いてありますよね。

○田中国務大臣 普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価業務で、請負業者に再就職した元防衛省職員は七名おります。そのなかかわった人は二名でございますけれども、この基準に従いまして、かかわった中にありましても契約実績は非常に少ないという方々でございます。そういう面では、この企業に再就職することには支障がないという方々でいらっしゃるわけがあります。

○笠井委員 相手先とかかわったけれども、実績数が少ないから大丈夫だ、これまた本当に通用しない話だと思うんです。

では、聞きますけれども、二〇〇六年に防衛施設庁を巡る官製談合事件が大問題になりました。あのとき、私は、この部屋の当委員会、二月十四日に、額賀長官に対して質問し追及したことを思い起こしますけれども、今回の評価書受注企業に天下ったOBの中に、あのときの官製談合事件で処分を受けた人物もいるんじゃないですか。

○中井委員長 わかりますか。田中防衛大臣、わかりますか。

○田中国務大臣 現在は確認いたしておりませんので、調査をいたしたいと思います。

○笠井委員 ここに、当時の処分発表文書がございます。防衛庁の時代でございますが、例えば、日本海洋コンサルタントに顧問として天下った元北関東防衛局調達部長は、施設庁談合事件の発覚時に仙台防衛施設局の建設部長だったわけですが、守屋元事務次官とともに指揮監督義務違反

によって戒告処分を受けております。この人が天下っている。

それだけじゃありません。防衛省は、評価書作成業務について、元請企業としか公表しておりませんが、元請企業のいであから業務を下請したという企業の海洋プランニングにも沖縄防衛局のOBなどが天下っているわけであります。

そのうちの一名は、施設庁談合に直接関与したばかりか、談合関係資料を破棄するように指示していたことが発覚して二級降任の懲戒処分を受けた元施設庁建設部長じゃありませんか。

○田中国務大臣　そこまでフォローいたしておりませんが、調査をいたしたいと思います。

○笠井委員　重大だと思うんですね、田中大臣。企業選定が極めて恣意的に行われた疑いがあるばかりか、発注業務を独占的に受注した企業には、官製談合を主導したことがある防衛省のOB、談合のプロまで天下って仕事をとって評価している。私は九電のやらせメールをやりましかけども、九電だけじゃなくて、ここにも自作自演、やらせの構図が透けて見えてくると国民は思うと思うんですよ。こんなことをやるから、八十六億円かけても、沖縄県から百七十五カ所も不適切と言われるものを出すんです。

企業選定が本当に中立かつ公正な審査等を経て実施されたのかどうか、これは私、大臣、徹底調査すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中国務大臣　平成十八年以降に要した約八十六億円の内訳といたしましては、評価書作成業務に九億円がかかっておりますが、環境調査費に約七十七億円になっております。その中で、環境調査費のうち、サンゴとジュゴン、このジュゴンには二十六億円の、非常に専門的な調査でありますので、大変な費用がかかっているわけであります。専門的に調査をしてきたわけでありまして、適正に業者選定をしてきたところでありますので、この内容につきましては、先ほど言いましたように、客観性、信憑性というものが確保されておるところでございます。

ただ、先生が御指摘のように、こういう企業にいわゆる再就職したということにつきましては、私は、調査をいたしまして、適切であったかどうかということについては、私自身が調査をしていくということでお話を申し上げたいと思います。

○笠井委員　かつて処分された人が今度また相手先で雇われて、それで仕事をとっているといつて、適切かどうか、根本が問われている問題を提起しているわけですから、調べると言われましたが、調べた結果を公表しますか。

○田中国務大臣　当然、調査をいたしまして、御報告申し上げます。

○笠井委員　委員長、こんなことだから、アセスメントじゃなくて、防衛省の結論にアワセメントなんと言う人がいるわけですよ。野田総理は辺野古が唯一の有効な方法となると言いますが、こんなことではとんでもない話だ。

委員長、企業選定が中立かつ公正な審査等を経て実施されているというならば、防衛省は必要な資料を出すべきだと思うんです。今回の評価書作成に係る業務発注を審査、評価した沖縄防衛局の審査委員会及び技術部会のメンバーの氏名と役職、審査に係る議事録の概要、下請企業名の一覧などの関係資料を当委員会に提出することを求めたいと思いますが、理事会で協議をお願いします。

○中井委員長　後刻、理事会で確かに協議いたします。

○笠井委員 問題はまだまだありまして、防衛省は、発注業務への参加表明企業が複数社あることから、技術的な競争は保たれているというふうにあります。

先ほどもありましたけれども、防衛省の通知によれば、参加表明書を提出した者の審査を行い、その中から技術提案書の提出者を三から五社程度選定し、審査委員会の審議を経るなど、発注に至るまでの責任を支出負担行為担当官が担うということになっております。

今回の環境影響評価業務における二〇〇八年度以降の支出負担行為担当官というのは誰ですか。

○田中国務大臣 沖縄防衛局長でございます。

○笠井委員 防衛局長の名前は。

○田中国務大臣 真部局長でございます。

○笠井委員 二〇〇八年以降でいうと、一部は田中前防衛局長もありますが、大部分は真部局長であります。

では、実際に選定した企業と委託契約を結んだ支出負担行為担当官というのは誰ですか。

○田中国務大臣 沖縄防衛局の者だと思いますし、代表は局長でございます。

○笠井委員 二〇〇八年度以降の発注業務二十三件中、問題発言で更迭された田中前防衛局長が担当官を務めた三件を除きますと、私が調べてみると、企業の選定過程はもとより、天下り先企業とも契約を結んだ人物というのが真部防衛局長ということであります。

ここに、真部局長が実際に支出負担行為担当官として契約を交わした契約書、これは防衛省がちゃんと提出したものですから、そういうものですが、それでもあります。

田中大臣、この評価書作成に係る発注業務に、先ほど私もただしました、そして大臣も天下りの問題についてもちゃんと調べる、それから事実関係も調べるということも言われましたけれども、重大な疑惑が提起されている以上、真部局長が一連の発注業務にどのように関与していたのか、これについては徹底的に調査すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○田中国務大臣 私は当時の状況では適正に業務が行われていたと確信をいたしておりますが、御指摘でございますので、調査をするということは進めたいと思います。

○笠井委員 私の質問をどういうふうにとらえていらっしゃるか、根本的に、今改めて思うんですけれども。

重大な疑惑の問題、それから、天下った人自身が、以前、談合の問題で処分をされていたということも事実として提起しましたが、それも含めて適正だとあなたは改めて今も感じていらっしゃるんですか。全てこのアセス評価業務は適正にやっている、一点の曇りもないと言えるんですか。

○田中国務大臣 きょう初めて御指摘を受けたわけであります。今まで適正に業務を行ってきたというふうには私は確信をいたしておりますが、この中で先生御指摘のようなことがありましたら、調査をさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

○笠井委員 では、聞きますけれども、防衛省の発注情報等の公表を定めた通知というのがありますが、これによれば、支出負担行為担当官は、例えばプロポーザル方式の発注業務について、

参加表明書、技術提案書を提出した業者名や選定の有無、選定が特定されなかった理由などの情報を、各地方防衛局の場合は文書閲覧窓口に備え置いて閲覧に供する方法により公表することになっておりますけれども、沖縄防衛局ではこの通知どおりに実施されていますか。

○田中国務大臣 プロポーザル方式におきまして、法令に従って進めてきておるということは間違いのないわけでありますので、そのような御指摘がありましたら、調査をしていきたいと思えます。

○笠井委員 私、調査してもらいたいんですが、この間、事務所のスタッフを沖縄に派遣して確認しましたが、本来閲覧に供すべきこれに関する文書というのが、通知で定められてある情報なのに、何一つ閲覧に供されていないんですよ。なぜ公表されていないのか疑問なんですけれども、いかがでしょうか。

○渡辺副大臣 御指摘の点を踏まえて確認をしたいと思えます。

○笠井委員 この情報の開示責任者である担当官は真部局長であります。担当官の局長がなぜ情報を公開していないのか、なぜ隠す必要があるのか、これも調査すべきであります。今調べると言われたから、しっかり調査してもらいたい。

時間が参りました。

委員長、この問題に関して、真部局長を参考人として招致いただいて、事実関係含めてきちっとただすということで、理事会で協議をお願いしたいと思います。

○中井委員長 協議をいたしますが、まず防衛省からの資料、報告を待ちます。

○笠井委員 時間が来たので、終わります。